定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、グローバルセキュリティエキスパート株式会社と称し、英文では、Global Security Experts Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．企業の経営、会計に関するコンサルティング業務
２．コンピュータに関する調査・コンサルティング業務
３．コンピュータに関するシステム監査業務の受託
４．コンピュータに関する各種ソフトウェアの開発・販売
５．コンピュータならびに周辺機器の斡旋および販売
６．コンピュータの安全に関する教育事業
７．労働者派遣事業
８．出版に関する事業
９．損害保険代理業
10．ビジネススクールに関する事業
11．有料職業紹介事業
12．人事測定および教育訓練事業
13．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

（公告の方法）
第５条　当会社の公告は電子公告により行う。
２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、６，４８０，０００株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基　準　日）

第12条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株 主 総 会

（招　集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第 17 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（員数）

第 19 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は１０名以内、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は４名以内とする。

（選任方法）

第 20 条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任　期）

第 21 条　監査等委員以外の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員以外の取締役または監査等委員の補欠として選任された監査等委員以外の取締役または監査等委員の任期は、退任した監査等委員以外の取締役または監査等委員の任期の満了する時までとする。

４．増員により選任された監査等委員以外の取締役の任期は、他の監査等委員以外の取締役の任期の満了すべき時までとする

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の運営）

第 23 条　取締役会の運営は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会規程の定めるところによる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半

数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第 28 条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 29 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（報酬等）

第 30 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の同法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める

額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 32 条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第 34 条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 35 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会の運営）

第 36 条　監査等委員会の運営は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 37 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 38 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 39 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 40 条　当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第 41 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等）

第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

２．当会社は、毎年３月３１日または９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

（配当金の除斥期間）

第 43 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の配当金には利息をつけない。

２０１４年１２月　１日改定
２０１５年　１月２８日改定
２０１５年　６月１８日改定
２０１９年　６月１８日改定
２０２０年　６月１８日改定
２０２１年１０月２２日改定